

沖縄県立芸術大学芸術文化学研究科履修規程  
(平成26年3月20日評議会決定)

一部改正 平成27年3月20日  
平成28年3月17日 学長決裁

(趣旨)

**第1条** この規程は、沖縄県立芸術大学大学院学則に定めるもののほか、芸術文化学研究科(以下「研究科」という。)の授業科目の種類、単位、履修方法その他必要な事項を定めるものとする。

(研究指導)

**第2条** 研究科の学生(以下「学生」という。)は、在学期間中は研究科に設けられている研究室に所属する指導教員の研究指導を受けなければならない。

2 研究科の研究領域及び研究室の種類は別表第1のとおりとする。

(研究計画)

**第3条** 学生は、毎学年度始めの所定の期日までに、研究実施計画書(第1号様式)を提出しなければならない。

2 博士論文等を提出しようとする年度の研究実施計画書には、博士論文等の計画概要を添付しなければならない。

(授業科目、単位数及び履修方法)

**第4条** 研究科における授業科目の名称、単位数及び履修方法は、別表第2に定めるとおりとする。

2 学生は、前項に定める授業科目のうちから、必修科目及び選択科目を合わせて10単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けなければならない。

(履修登録)

**第5条** 学生は、毎学年度(前期及び後期)の定められた期間内に、指導教員及び担当教員の指導を受けて履修する授業科目を決定し、教務学生課に届け出なければならない。この手続きを履修登録という。

2 臨時に開設される授業科目の履修登録については、その都度公示する期間内において行うものとする。

(成績評価の基準)

**第6条** 授業科目の成績評価基準は、次のとおりとする。

評語	評点	基準
優	85～100点	学習目標を十分に達成し、内容が優れている。
良	70～84点	学習目標を概ね達成している。
可	60～69点	学習目標を最低限度達成している。
不可	59点以下	学習目標を達成していない。
		履修放棄又は受験放棄

(博士論文等の提出)

**第7条** 比較芸術学研究領域及び民族音楽学研究領域においては博士論文、芸術表現研究

領域においては博士論文、研究作品又は研究演奏（以下「博士論文等」という。）の提出は、研究科に2年以上在学し、第4条に定める履修方法により、課程修了時まで10単位以上を修得見込みの者に限るものとする。ただし、優れた研究業績をあげたと研究科委員会が認めた者の在学要件については、大学院学則第28条の2第1項ただし書及び第2項に規定する期間の在学見込みがあれば足りるものとする。

- 2 博士論文等を提出する学生は、あらかじめ予備審査に合格しなければならない。
- 3 前項に規定する予備審査の申請は、指導教員の承認を得て、研究科長が指定する期日までに、学位予備申請書（第2号様式）の提出により行うものとする。
- 4 休学又は留学している学期は、前項に規定する申請を行うことができない。
- 5 博士論文等は、指導教員の承認を得て、研究科長が指定する期日までに、学位審査申請書（第3号様式）を添えて提出しなければならない。

（博士論文等の審査及び最終試験）

**第8条** 博士論文等の審査及び最終試験は、沖縄県立芸術大学学位規程第6条の定めるところにより、研究科委員会が行う。

- 2 博士論文等の審査基準並びに最終試験の方法及び審査基準は、研究科長が別に定める。
- 3 特別の事情により博士論文等の審査及び最終試験を受けることができなかった者は、その理由を付して博士論文等の追審査及び追試験を願い出ることができる。
- 4 研究科長は、前項の願い出があった者については、研究科委員会の議を経て博士論文等の追審査及び追試験を行うことができる。

（学部履修規程の準用）

**第9条** この規程に定めるもののほか、芸術文化学研究科の履修に関する取り扱いについては、沖縄県立芸術大学音楽学部履修規程第3条（授業の方法）、第5条（授業科目の公示）、第7条（登録の制限）、第10条（出席。ただし、第6項第(2)、(3)及び(4)号を除く。）、第11条（試験）、第12条（追試験）、第13条（再試験）、第14条（履修の要件）、第16条（再登録）の規定を準用する。この場合において、「教授会」とあるのは「研究科委員会」と、第7条第3項中「専攻・コース」とあるのは「研究領域」と、第10条第4項中「学部長」とあるのは「研究科長」と、第16条第2項中「学則第31条」とあるのは「大学院学則第27条」と読み替えるものとする。

## 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の第4条の規程は、平成27年度以降に入学する学生について適用し、平成26年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

## 附 則（平成28年3月17日評議会）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の第4条の規程は、平成28年度以降に入学する学生について適用し、平成27年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

■別表第1（第2条関係）

研究室一覽

芸術文化学専攻	比較芸術学研究領域	比較美学・芸術学研究室
		芸術批評史研究室
		民族芸術文化学研究室
	民族音楽学研究領域	音楽史研究室
		民族音楽学研究室
		民族芸能論研究室
	芸術表現研究領域	造形芸術研究室
		音楽芸術研究室

■別表第2（第4条関係）授業科目及び履修方法

区分	授 業 科 目 名	学期	種別	履修年次	単位数	備 考
必修科目	芸術表現総合比較研究Ⅰ	通年	演習	1・2	2	○修了の要件
選択科目	芸術表現総合比較研究Ⅱ	通年	演習	2・3	2	(1) 研究指導
	比較美学研究A	後期	講義	1・2	2	
	比較美学研究B	前期	講義	1・2	2	(2) 単位の取得
	比較芸術学特殊研究A	前期	講義	1・2	2	(10単位以上)
	比較芸術学特殊研究B	後期	講義	1・2	2	・必修科目
	日本芸術批評史研究A	前期	講義	1・2	2	芸術表現総合比較研究Ⅰ(2単位)
	日本芸術批評史研究B	後期	講義	1・2	2	
	東洋芸術批評史研究A	後期	講義	1・2	2	・選択科目
	東洋芸術批評史研究B	後期	講義	1・2	2	2科目以上
	西洋芸術批評史研究A	後期	講義	1・2	2	(8単位以上)
	西洋芸術批評史研究B	前期	講義	1・2	2	
	民族工芸論研究	通年	講義	1・2	4	(3) 博士論文
	映像論研究	前期	講義	1・2	2	(芸術表現研究領域では研究作品
	日本芸術文化学研究A	前期	講義	1・2	2	または研究演奏を含む) の審査
	日本芸術文化学研究B	後期	講義	1・2	2	及び最終試験の合格
	民族芸術文化学研究A	前期	講義	1・2	2	
	民族芸術文化学研究B	後期	講義	1・2	2	
	東洋芸術文化学研究A	前期	講義	1・2	2	
	東洋芸術文化学研究B	後期	講義	1・2	2	
	民族芸術学特論	後期	講義	1・2	2	
	東洋工芸史研究	通年	講義	1・2	4	
	西洋音楽史研究	通年	講義	1・2	4	
	日本音楽史研究	通年	講義	1・2	4	
	民族音楽学研究	通年	講義	1・2	4	
	琉球音楽論研究	通年	講義	1・2	4	
	民族舞踊学研究	通年	講義	1・2	4	
	民俗芸能論研究	通年	講義	1・2	4	
	琉球楽劇論研究	通年	講義	1・2	4	
楽曲分析研究	後期	講義	1・2	2		
アートマネジメント研究	通年	演習	1・2	2		
芸術学研究	通年	講義	1・2	2		